

株式会社確認サービス 判定区域別判定対象建築物等一覧

判定区域 (都道府県)	判定対象建築物	判定の業務を 行う事務所	受付をする事務所
愛知県	すべての建築物に係る判定の業務	本 社	本 社、東京支社、 大阪支社、横浜支店、 沼津支店、静岡支店、 浜松支店、豊橋支店、 岡崎支店、岐阜支店
岐阜県	すべての建築物に係る判定の業務		
三重県	<p>一の建築物の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定業務（株式会社確認サービスの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2. 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3. 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。）又はその計画変更構造計算適合性判定に係る建築物 		本 社

※ 岐阜県、三重県の判定対象建築物の詳細については、構造計算適合性判定部にお問い合わせください。